

第3期東京都医療費適正化計画 進捗状況

1. 生活習慣病の予防と都民の健康の保持増進に向けた取組

(1) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

【実施率】

項目	H27 (計画策定時)	H28	H29	第3期計画期間					
				H30	R1	R2	R3	R4	R5 (目標)
特定健康診査	63.4%	64.8%	66.2%	67.1%	65.9%				70%以上
特定保健指導	14.8%	15.6%	16.6%	20.3%	20.2%				45%以上
メタボリックシ ンドロームの該 当者及び予備群 の減少率	19.03%	18.39%	16.69%	16.44%	15.75%				25%以上 (平成20年 度比)

【取組】

令和2年度の取組	左記を踏まえた令和3年度以降の取組									
<p>○東京都では、保険種別で見ると、国民健康保険の実施率が低くなっています。</p> <p>○国民健康保険の特定健康診査等の実施率について、平成30年度と令和元年度の推移をみると、特に特定保健指導において減少しています。</p> <table border="1" data-bbox="257 414 1019 534"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定健康診査</td> <td>44.7%</td> <td>44.2%</td> </tr> <tr> <td>特定保健指導</td> <td>15.3%</td> <td>13.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○国民健康保険の特定健康診査の伸び悩みの要因として、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月または3月に受診控え等が起きたことにより受診率が前年度を下回った可能性があります。</p> <p>また、特定保健指導は、全国的に大規模保険者ほど実施率が低い傾向があり東京都も低い実施率ですが、令和元年度は国通知（※）により、令和2年4月7日から同年5月25日までの緊急事態宣言期間において実施を控えることとされていたこと等により、特に令和元年度の後半に特定健康診査を受けた方の特定保健指導期間が例年より短縮されたため、全体としてさらに実施率が前年度を下回った可能性があります。</p> <p>（※）「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた特定健康診査・特定保健指導等における対応について（改訂）」 〔令和2年4月17日付保保発0417第4号保国発0417第2号保高発0417第1号保連発0417第1号〕</p> <p>○東京都は、令和2年度も新型コロナウイルス感染症が拡大していたため、令和2年度上半期における受診者数の変化等を把握するとともに、調査結果及び区市町村の好事例を横展開するほか、コロナ禍のため契約打ち切りとなった自治体に状況確認や助言を行い全自治体における契約実施を支援しました。</p> <p>被保険者への普及啓発として、定期受診の重要性や健診会場で感染防止対策がされていることをHPでPRしました。</p>		平成30年度	令和元年度	特定健康診査	44.7%	44.2%	特定保健指導	15.3%	13.9%	<p>○令和3年度も引き続き、区市町村への財政支援、普及啓発、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う受診状況確認、保険者協議会を通じた研修等の取組を行っています。</p> <p>○また、令和3年度は国民健康保険のデータヘルス計画支援事業の個別支援において、保険者にヒアリングを行い、特定保健指導の設計や方法・体制における工夫を抽出し、好事例を横展開します。</p> <p>○保険者協議会においても同様に、保険者にヒアリングを行い、特定保健指導等の取組を方法・体制について構造化し、横展開します。</p>
	平成30年度	令和元年度								
特定健康診査	44.7%	44.2%								
特定保健指導	15.3%	13.9%								

○また、東京都は、さらなる特定健康診査・特定保健指導実施率向上に向けて、区市町村の取組を支援するため以下の取組を行いました。

- ・特定健康診査未受診者・特定保健指導未利用者対策に要する経費及び特定健康診査等実施に関わる成績が良好である区市町村に対し、財政支援を実施

- ・第2期データヘルス計画中間評価（令和2年度）及び第3期データヘルス計画策定（令和5年度）に向けて、PDCA サイクルを踏まえた保健事業支援の実績やノウハウがある大学等と連携し、データヘルス計画未策定自治体に向けた計画策定支援や策定済み区市町村に向けた見直し支援、特定健康診査・特定保健指導を含む効果的な保健事業の横展開を実施

- ・そのほか、保険者協議会、区市町村担当者向け説明会、指導検査等あらゆる機会を通じて、保険者等が行う特定健康診査・特定保健指導等の好事例の情報共有を実施

○区市町村は、第三期特定健康診査等実施計画に基づき特定健康診査実施率等について定めた目標を達成するために、受診しやすい環境づくり（受診期間の延長、休日・夜間受診、がん検診との同時受診）、効果的な受診勧奨及び関係団体との連携を行いました。

○また、糖尿病予防のため、以下の普及啓発を実施しました。

- ・糖尿病に関する正しい知識や健診結果の読み取り方等を説明し、食事、運動、睡眠等の生活習慣の改善を促すリーフレット等を作成しました。

- ・世界糖尿病デー（11月14日）に合わせて、都庁舎や都立施設等のブルーライトアップを実施しました。

○なお、保険者協議会を通じ、保険者等の担当者を対象に特定保健指導等を効果的に実施するためのプログラム研修の実施を行いました。特定保健指導の実施率を上げるための工夫などについて、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、動画配信方式で実施しました。

被用者保険については、特定健康診査及び特定保健指導の被保険者及び被扶養者ごとの取組について実施体制等の課題を把握し、今後の保健事業の推進に生かすことを目的とした実態調査について報告書にとりまとめるとともに、収集した好事例を横展開しました。

また、被用者保険の退職者が国民健康保険に移行後も特定健康診査を受けよう啓発するため、「被用者保険の加入者向けパンフレット」の作成・周知を行いました。

(2) たばこによる健康影響防止対策に関する取組

令和2年度の取組	左記を踏まえた令和3年度以降の取組
<p>○受動喫煙防止対策の推進として以下の取組を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月1日に改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例を全面施行し、SNS、電車内ビジョン、屋外ビジョン等を活用した普及啓発を実施 ・標識ステッカーの配布 ・相談窓口対応や喫煙専用室等の設置に係る専門アドバイザーの派遣及びAIチャットボットによる問合せ対応を実施 ・喫煙専用室等の設置に対する補助事業の実施（産業労働局における補助事業の対象外となる風営法対象の飲食店向け） ・公衆喫煙所整備や普及啓発、禁煙治療費助成等を実施する区市町村を支援 ・事業者や関係団体向けに、制度の説明や規定の遵守等の依頼 ・事業者向け動画を作成 <p>○喫煙の健康影響に関して以下の普及啓発を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都内小中学生、高校生を対象に未成年者の喫煙防止をテーマとしたポスターコンクールを実施 ・都内小中学生、高校生向けの禁煙教育用の副教材を配布 ・喫煙率の高い30歳代及び40歳代の男性を主な対象とした、両親学級等でも活用できるリーフレットを作成 <p>○COPD対策として以下の取組を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険組合等と連携し、喫煙者へ啓発パンフレットを配布 ・喫煙所等に掲出可能な啓発ステッカーを作成 	<p>○令和3年度も引き続き、普及啓発等の取組を行っています。</p>

(3) 予防接種の推進

令和2年度 of 取組	左記を踏まえた令和3年度以降 of 取組
<p>○東京都は、都のホームページに予防接種制度に関するページを掲載し、予防接種の概要や、副反応報告制度及び健康被害救済制度等について、都民への情報提供を行いました。</p> <p>○また、厚生労働省、国立感染症研究所及び検疫所等のホームページとのリンク設定を行うとともに、定期予防接種の実施主体である区市町村の担当窓口も掲載するなど、情報提供を行いました。</p> <p>○さらに、海外旅行における感染症の注意点や、予防のポイント、帰国後の健康状態をチェックできる独自の体調管理シートなど、すぐに活用できる情報をひとまとめにしたガイドブックを作成し、この中で海外渡航前の予防接種の必要性について、都民に周知を行いました。</p>	<p>○令和3年度も引き続き、左記の取組を行っています。</p>

(4) 生活習慣病の重症化予防の推進

令和2年度の取組	左記を踏まえた令和3年度以降の取組
<p>○東京都は、保険者協議会を通じ、保険者が行う保険者等が行う特定健康診査・特定保健指導やデータヘルス計画の推進による生活習慣病の重症化予防の取組について、好事例の情報共有を行うなど、保険者等の取組を支援しました。【一部再掲】</p> <p>○東京都は、区市町村国保及び後期高齢者医療広域連合の糖尿病性腎症重症化予防について、東京都医師会、東京都糖尿病対策推進会議と連名で平成30年3月に策定した都版「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づいて各二次医療圏の圏域別検討会等の関係機関への働きかけを行いました。また、糖尿病対策推進会議等と連携し、地域における取組状況や課題について情報共有し、必要な検討を行いました。</p> <p>○また、区市町村国保等の糖尿病性腎症重症化予防事業について、都内の医療関係者の理解促進を図るため、糖尿病性腎症重症化予防事業研修会を開催しました。</p> <p>○さらに、医療機関における糖尿病患者への治療及び指導について、以下の取組を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「糖尿病地域連携の登録医療機関」制度の運用 登録医療機関数：3,792 機関（令和3年4月1日時点） ・糖尿病医療連携に資する連携ツールを都ホームページに掲載し、普及啓発の実施 医療機関リスト（「ひまわり」を活用） （標準的な）診療ガイドライン 医療連携の紹介、逆紹介のポイント 診療情報提供書の標準様式 ・診療情報提供書（標準様式・平成31年3月改定版）の啓発を行い、病診連携や診療科間連携等の地域医療連携を推進 ・12 圏域（島しょを除く）全てに「圏域別検討会」を設置し、地域の実情に合った糖尿病医療連携体制の構築に関する取組について検討・実施 	<p>○令和3年度は、区市町村国保及び後期高齢者医療広域連合の糖尿病性腎症重症化予防の取組の質を向上することを目的として、東京都糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の改定に向けて検討しています。</p> <p>○また、令和3年度も引き続き、保険者等への支援、医療機関における糖尿病患者への治療等への取組を行っています。 ※新型コロナウイルス感染症の状況によっては事業内容等を変更していきます。</p>

(5) その他の生活習慣病の予防と都民の健康の保持増進に向けた取組

令和2年度の取組	左記を踏まえた令和3年度以降の取組
<p>○東京都は、主に以下の取組を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 生活保護受給者の生活習慣病予防対策 <ul style="list-style-type: none"> ■福祉事務所において生活習慣病の重症化予防を目的に、健康診査の個別受診勧奨、町村役場と連携して健診結果で要医療となった生活保護受給者に対して、医療機関への受診勧奨を実施 等 • 区市町村が策定しているデータヘルス計画の推進 <ul style="list-style-type: none"> ■第2期データヘルス計画中間評価（令和2年度）及び第3期データヘルス計画策定（令和5年度）に向けて、PDCA サイクルを踏まえた保健事業支援の実績やノウハウがある大学等と連携し、データヘルス計画未策定自治体に向けた計画策定支援や策定済み区市町村に向けた見直し支援、効果的な保健事業の横展開を実施【一部再掲】 • がん検診の取組 <ul style="list-style-type: none"> ■区市町村に対する技術的支援及び財政的支援を実施 ■区市町村と連携した都民に対する普及啓発の取組【ピンクリボンキャンペーン（乳がん）、女性の健康週間キャンペーン（子宮頸がん）等】を実施 ■がん検診従事者向けの研修として、生活習慣病検診従事者講習会等を実施 等 • 肝炎ウイルス検診の取組 <ul style="list-style-type: none"> ■世界（日本）肝炎デー及び肝臓週間における普及啓発、肝炎ウイルス検査受検勧奨等に関する印刷物等の作成・配布 等 • 高齢期における社会生活を営むために必要な機能の維持 <ul style="list-style-type: none"> ■都がこれまで実施してきた健康づくり（フレイル予防を含む）、がん対策、肝炎対策及び感染症対策の知見の効果的な普及啓発と、事業者における取組の促進を 	<p>○令和3年度も引き続き、主に左記の取組を行っています。</p>

図るため、東京商工会議所が養成する「健康経営アドバイザー」を活用し、事業者に対する取組支援を実施 等

■介護予防・フレイル予防の普及啓発として、ポータルサイトの運用やリーフレットの配布を実施

• 健康の保持増進に向けた一体的な支援

■身体活動量（歩数）の増加に向け、区市町村等が作成したウォーキングマップを掲載するポータルサイト「TOKYO WALKING MAP」について、マップの追加・更新を実施（令和2年度末時点 46 区市町村 455 コース掲載）

■若い世代に対する歯科保健の啓発として、都内の小中高校等約 2300 校の新入生に対し、青年期向けリーフレット及び全世代向けリーフレットを送付

■学習指導要領に基づき、飲酒・喫煙防止教育、薬物乱用防止教育、性教育、生活習慣病の予防に関する教育、がん教育等を実施

■スポーツ実施率の低い働き盛り世代の実施率向上に向けて企業の取組を支援（社員のスポーツ活動を推進する取組や、スポーツ分野における社会貢献活動を実施している企業等を「東京都スポーツ推進企業」として認定。認定した企業のうち、特に先進的で波及効果のある取組をしている企業等を「東京都スポーツ推進モデル企業」として表彰。）

等

2. 医療資源の効率的な活用に向けた取組

(1) 後発医薬品の使用促進

【実施率】

項目	H29.3 (計画策定時)	H30.3	第3期計画期間				
			H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3 (目標)
後発医薬品の使用促進	64.1%	68.5%	73.6%	76.6%	78.4%		80%以上

【取組】

令和2年度の取組	左記を踏まえた令和3年度以降の取組
<p>○東京都は、都民が安心して後発医薬品を使用できる環境を整備するため、医療関係者・保険者等の関係機関及び都民等が都内の現状と課題を共有し、対応策を検討する、東京都後発医薬品安心使用促進協議会を開催しました。</p> <p>○都内の国民健康保険及び後期高齢者医療制度について、地域（保険者）毎の後発医薬品の使用割合及び使用促進を阻害している要因を体系的に整理し、見える化する事で、各保険者で対応すべき課題やその対応の優先順位を明確化するため、ジェネリックカルテを作成しました。</p> <p>○後期高齢者医療広域連合と連携し、後発医薬品利用差額通知に同封する、後発医薬品安心使用促進啓発リーフレットを作成しました。また、区市町村による後発医薬品に切り替えた場合の自己負担差額通知の取組に対する財政支援を行いました。</p> <p>○後発医薬品の安心使用促進に向け、医療関係者が連携して取り組む際の一助となるよう、「後発医薬品安心使用促進に係る医療関係者向け講演会」を開催しました。</p> <p>○なお、保険者協議会を通じ、好事例の取組等について情報共有を行い、保険者等の取組を支援するとともに、ポスターを作成し東京都薬剤師会に掲示依頼を行うほか保険者協議会の後発医薬品促進月間に保険者が活用できるようにHPに掲載しました。</p> <p>○東京都は、薬剤師等医療関係者が後発医薬品の比較検討を行いやすくすることで、後発医薬品の使用を推進するため、東京都薬剤師会が運営する後発医薬品の情報提供サイトへの支援を行いました。</p> <p>○東京都薬剤師会が実施する地域医薬品使用実態調査について都が補助を行い、後発医薬品の使用実態を明らかにし、経年比較を行うことで後発医薬品使用の進捗状況を把握するとともに、都民への後発医薬品に関する正しい知識の普及と安定供給のための基礎資料を得ました。</p>	<p>○令和3年度は、さらに安心して使用促進できる環境を整備するため、使用割合の低い子育て世代向け後発医薬品普及啓発リーフレット作成、医療関係者向け講演会等のほか、引き続き、東京都後発医薬品安心使用促進協議会の開催、後発医薬品安心使用促進に向けた取組、東京都薬剤師会への支援、薬事監視指導の一環としての後発医薬品の収去及び溶出試験等の取組を行っています。</p>

<p>○都のホームページ「t-薬局いんぷお」で各薬局の後発医薬品備蓄数を公表しました。</p> <p>○薬事監視指導の一環として、後発医薬品の収去をし、溶出試験等を行いました。これにより、後発医薬品の品質を確保することで、安全に後発医薬品が使用できる環境を整えました。</p>	
--	--

(2) 医薬品の適正使用の推進

令和2年度の取組	左記を踏まえた令和3年度以降の取組
<p>○東京都は、東京都薬剤師会が実施する地域包括ケアシステムにおける薬局・薬剤師の機能強化事業を支援し、医師会、薬剤師会、看護協会、訪問看護ステーション協会、介護支援専門員研究協議会との連携を目的とした連絡会を実施し、かかりつけ薬剤師・薬局に対する研修会等の実施を通じて薬局・薬剤師の機能強化を図りました。</p> <p>また、地域事情に即した地域の薬局間連携研修を実施し、住民向けの講習会等を通じて、服薬アドヒアランスの向上を推進しました。</p> <p>○東京都は、国民健康保険の被保険者の適正受診、適正服薬に向けた取組を支援するため、区市町村が行う保健指導等に対し交付金による支援を行いました。</p> <p>○東京都は、東京都薬剤師会と連携して、区市町村が実施する医薬品適正使用の取組を支援するモデル事業を実施しました。(令和2年度モデル自治体数 1)</p> <p>また、国民健康保険被保険者の医薬品適正使用の推進に向けて、残薬バッグ及びリーフレットを作成し配布しました。</p>	<p>○また、令和3年度も引き続き、左記の取組を行っています。</p>

(3) その他の医療資源の効率的な活用に向けた取組

令和2年度の取組	左記を踏まえた令和3年度以降の取組
<p>○東京都は、関係者と連携して、主に以下の取組を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切れ目ない保健医療体制の推進 <ul style="list-style-type: none"> ■地域で不足する病床の整備や病床機能の転換を検討している医療機関に対し、経営分析や転換計画の立案等を医療経営の専門家が支援する事業を実施 ■がん診療連携拠点病院等において、がんの集学的治療を提供 ■脳卒中に関して、各圏域別検討会で地域の実情に応じた普及啓発を実施 ■心血管疾患医療に関して、東京都CCU連絡協議会の開催 ■精神疾患医療について、日常診療体制の強化、精神科救急医療体制の整備、地域生活支援体制の充実 ■救急医療について、休日・全夜間診療事業の継続実施 ■周産期母子医療センターにNICU入院児支援コーディネーターを配置し、円滑な転院・退院を支援するとともに、在宅移行支援病床の設置や、保護者の労力軽減のためのレスパイトの実施を促進し、在宅移行支援を充実 ■小児重篤患者への高度な救命処置、集中治療が可能な体制の整備を図るため、東京都こども救命センターを指定し、東京都こども救命センターを中核とすることも救命搬送システムを構築し、体制の確保や地域医療機関研修等を実施 ■東京都在宅療養推進会議等の開催 <p style="text-align: right;">等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ■第8期東京都高齢者保健福祉計画（令和3年度～5年度）を策定 ■介護サービスの充実及び介護基盤の整備促進、介護人材の安定した確保・定着・育成 ■各認知症疾患医療センターにおいて、専門医療相談、鑑別診断、身体合併症と行動・心理症状への対応、地域連携の推進、認知症の人と家族介護者等への 	<p>○令和3年度も引き続き、関係者と連携して、左記の取組を行っています。</p>

支援、人材育成等の取組を実施

■「サービス付き高齢者向け住宅における医療・介護連携のガイドライン」に基づき、住宅ごとの医療・介護連携の取組等の状況を都のホームページで公表

■自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議の実施・充実支援

・緊急性や受診の必要性を確認できる医療情報の提供

■適切な医療機関・薬局の選択に関して、“ひまわり”が活用されるよう、ポスター、クリアファイル等による普及啓発を実施 等

■医療の仕組みなどに対する理解促進として、「知って安心 暮らしの中の医療情報ナビ」冊子の配布

■「東京消防庁救急相談センター」及び「東京版救急受診ガイド」の利用促進に関する広報を実施

・レセプト点検等の充実強化

■区市町村、国民健康保険組合及び広域連合に対し、レセプト点検担当者向け説明会、意見交換会の実施 等